確 定 版

平成 30 年度第１回介護保険運営協議会議事録

１．開催日時：平成30年６月25日（月）　午後２時00分より午後３時45分まで

２．開催場所：横須賀市役所　301会議室

３．出席者：

【委　員】橋本健司（委員長）、鈴木立也（副委員長）
赤塚恵美子、佐野美智子、玉井秀直、塚本久美、原茂良、
星名美幸、松本好雄、楊箸明朗　（敬称略）　計10人

欠席　大島憲子、菊池匡文、坂倉正敏、千場純（敬称略）

【事務局】小貫朗子：福祉部介護保険課長、田中知己：福祉部高齢福祉課長、
矢本歩：福祉部指導監査課長、檜山直人：介護保険課係長、
高橋利明：同係長、鈴木享：同係長、八田学：同係長、佐藤稔：同係長、
関裕之：同係長、佐藤秀行：指導監査課係長、
松谷妃呂子：高齢福祉課係長、小林幸男：同係長、河島夏美：同係長、
芝原修司：同係長、中村富美子：同係長、中島真由美：同係長、
星かおる：介護保険課主任、木村暁子：同主任、
竹内和美：高齢福祉課主任、川田貴久江：同主任、
安藤圭吾：指導監査課主任、加藤洋：同担当者、
二宮優太：高齢福祉課担当者　　計23人

【傍聴者】２名

４．議事

（１）介護保険運営状況について

【報告事項】

事務局から議題（１）「介護保険運営状況について」（資料１）の説明をした。
出席委員から次の質疑があった。

委員　：　資料１の２ページ、４「サービス利用者数」の対象者数の合計と１ページ２（１）要支援・要介護認定者数の合計の違いについて聞きたい。

事務局：　１ページは事業対象者を含めない合計、２ページは事業対象者を含めた合計となっている。また、それ以外の違いについては、１ページは、月末時点

での要介護認定者と事業対象者、２ページは、２月中に要介護認定者だった人で月の途中で資格喪失した人を含む。

委員　：　意見だが、２ページのサービス利用者数にある約22,000人の対象者に対し、約5,000人がサービスを利用していない。入院中やサービス拒否などが考えられるが実態を把握してもらいたい。要介護３・４・５の場合、おそらく家族にしわ寄せがいっていると思われる。実態把握と必要な時に手を差し伸べられる環境をつくっていかないと虐待につながると思う。

事務局：　どこまで把握できるか難しいが実態把握に努めたい。

（２）地域密着型サービスについて

【意見聴取事項（事前）】

事務局から議題（２）意見聴取事項（事前）「地域密着型サービス事業者指定に係る意見について」（資料２-１、資料２-２）の説明をした。出席委員から次の質疑があった。

委員　：　資料２-２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてだが、３ページの訪問看護事業者との連携の事業者は、横浜市金沢区富岡東だが、随時対応の際、距離は問題ないか。

事務局：　現状、問題なく運営できているため、問題はないと考えている。

委員　：　この事務所は、聖ヨゼフ訪問看護ステーションと連携をとっている。委託手続きは終わっていないが、実際は聖ヨゼフ訪問看護ステーションが連携して対応している。

【意見聴取事項（事後）】

事務局から議題（２）意見聴取事項（事後）「地域密着型サービス事業者指定に係る意見について」（資料３）の説明をした。出席委員から次の質疑があった。

委員長：　資料３の２ページ、サービス提供時間にて昼の時間帯の記載がないが、他の通所介護事業所と比べて違いがあるのか。

事務局：　午前と午後を分けており、利用者が異なるためである。

委員長：　午前と午後で利用者が異なるのか。

事務局：　そのとおりである。

【報告事項】

事務局から議題（２）報告事項①「地域密着型サービス事業者等の指定更新について」（資料４－１）、②「地域密着型サービス事業の廃止について」（資料４－２）の説明をした。出席委員から次の質疑があった。

委員　：　資料４−２の２ページ「廃止」に記載のデイサービス横須賀優悠の里は、確か指定取消になったかと認識しているが、資料３の２ページ「新規指定」に記載のデイサービスわかばは、デイサービス横須賀優悠の里と同じ住所だが、デイサービスわかばの法人が買い取ったのか、それとも運営法人が異なるのか。

事務局：　デイサービス横須賀優悠の里の処分は、指定取消ではなく、指定の全部の効力の停止である。停止の期間中にデイサービス横須賀優悠の里が事業を廃止し、別法人が新たに事業の運営を始めたということである。

（３）地域包括支援センターについて

【承認事項】

事務局から議題（３）「地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託要件の変更について」（資料５）の説明をし、出席委員から次の質疑があった。

委員長：　本件は、承認事項である。

委員　：　資料５の、３委託要件の変更だが、要綱はあるのか。研修の内容はどのようなものか。市として研修をどのような位置付けにしているのか。

事務局：　研修内容については、横須賀市介護予防ケアマネジメントマニュアルを作成しており、この内容にそった研修を考えている。

要綱については、作成しておらず、マニュアルで示している。現在、介護予防のケアプランに関する研修については、他自治体に調査したところ、ケアプラン作成の主体が地域包括支援センター(以下、包括)であり、他自治体においては、研修は実施していない。また、都道府県においても研修は行われていない。

本市においては、随時、ケアマネジャーから依頼があった際に、包括が必要と認め、研修を実施することで委託を可能としていきたい。研修の報告については、包括が実施した研修報告書を市に提出してもらう。その報告書により、追加される事業所を把握していきたい。

研修のやり方については、半数の包括が独自に主催する研修を実施している。内容については、マニュアルを参考にしてもらい、包括にお任せにしていきたいと思う。

委員　：　包括が研修を開催する際に、講師は包括の職員が実施する場合もあると思うが、基準の担保は今後も可能か。委託要件に関することでもあるので、基準が統一されるかを確認したい。

事務局：　研修を企画している包括もあるが、企画していない包括もある。

各包括で研修を開催できるようケアマネジメントに関する研修を市としても企画する予定である。

委員　：　委託ができなくなる状況が資料５に記載されているが、実際に要件がない事業所について把握しているのか。

事務局：　把握できていない。

委員　：　７月１日以降、要件変更に伴う事務手続きは発生してくるのか。

事務局：　手続きは必要と考えていない。居宅介護支援事業所へ要件の変更の周知及び予防給付や総合事業のプラン作成に関する依頼を文書にて行う。また、包括には、研修を行った際は、市へ報告書にて報告してもらう。

委員　：　各包括にまかせての研修は、水準の担保が不安である。研修水準の最低ラインは確保してもらい、包括に周知してもらいたい。

研修は、最低３ヵ月に１回開催できる環境をつくってもらえたらと思う。

事務局：　幹事会での意見もいただいている。主任ケアマネジャー部会から研修の持ち方など検討できるのではと意見をもらっている。

委員　：　包括から予防のケアプランを受託している居宅介護支援事業所はどれくらいか。

事務局：　現在78か所である。

委員　：　Ｂを受講しただけだと心配だが。

事務局：　最終的には包括で実施している研修を受講してもらう必要がある。

内容及び研修の持ち方については、もう一度、包括と協力しながら検討していきたい。

委員長　：　委員の皆さんも資質の担保は気になっていると思う。研修の内容、期間など事前提出によるチェックはどうなのか。

事務局：　現段階では考えていない。包括が開設されて12年たっている。プランのたて方も包括は指導できる立場にあると考えている。各包括が責任を持って各居宅介護支援事業所に研修ができる体制をとっていく必要があると考えている。市として後方支援をしていきたいと考えている。

委員　：　包括は今でも目一杯で内部で研修ができるかどうか心配である。研修要員について、別立ては考えていないのか。

事務局：　今のところ、研修要員を新たに追加することは考えていない。半数の包括が実施していることから、何らかの形で実施できると考えている。

委員　：　逆を言うと半数がやっていないことになる。例えば、市が一括して研修を受け持つなどの案も一つかと思う。本来、包括が市から受託した責任のもとでしっかりしたサービスの質を担保しなければならないと思うが、現状をみると、半分の包括が実施できておらず、なぜ実施していないかというところを見ないといけないと思う。

事務局：　意見に感謝する。

承認事項「地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託要件の変更について」は承認された。

以上で議題はすべて終了した。

３　その他

（１）事務局から「認知症初期集中支援チームの進捗状況」（資料６）の説明をし、出席委員から次の質疑があった。

委員　：　確認だが、資料６の、２（１）平成28年10月に、本庁として高齢福祉課と地域包括支援センター（以下、包括）とあるが、包括は一か所か。

事務局：　そうではなく、全ての包括となる。例えば、本庁第一包括チームからケースが出た場合、本庁第一包括チームと高齢福祉課の職員がチームとなって対応していく。

委員　：　最初にできたので、本庁なのか。

事務局：　そのとおりである。

委員　：　資料６の、２（１）平成31年度に４ブロックに分かれて運営していくとのことだが、各ブロックの包括がチームに入るのか。

事務局：　市内４ブロックにチームができるよう検討していく。

委員　：　チーム分けはまだ決まっていないのか。

事務局：　４ブロックに分けたら、各地区の包括に分けていこうと考えている。

委員　：　包括からの相談はほとんど困難事例だと思うが、今後、広く市民に知られて、民生委員や警察ではなく、家族から依頼があった場合、集中チームで対象となる事例かどうかの判断はどこが行うのか。

事務局：　今のところ、高齢福祉課が判断する予定である。

委員　：　もし、対象でないと判断した場合は、違うフォローをしていくということになるか。

事務局：　例えば、チームでなくても、包括だけということになれば、そのような判断になるかと思う。

委員　：　資料６の、２（１）平成31年度に４チーム予定となっているが、本庁の記載がない。単純に記載漏れなのか、それとも汐入、久里浜以外に委託医療機関が２か所となるのか。

事務局：　色々含めて検討していく。必ず４ブロック１チームになるようにチームを設置していこうと考えている。

委員　：　平成31年度に本庁は抜けるということになるか。
事務局：　検討中である。

（２）（３）事務局から「第６期介護保険事業計画に基づく施設等の整備実績」（資料７）「第７期介護保険事業計画に基づく施設等の整備予定」（資料８）の説明をし、出席委員から次の質疑があった。

委員　：　資料８の、１整備計画に事業所数が記載されているが、既存の事業所以外に事業所を更に募集するということか。
事務局：　そのとおりである。
委員　：　資料８の、１整備計画は、どのような資料を基に計画を立てたのか。また、６月12日説明会の参加法人数はどれくらいだったのか。
事務局：　まず、整備計画についてである。認知症対応型共同生活介護事業所については、平成29年度に既存事業所に調査し、入所者の状況を確認させてもらった。その結果、定員に対し、入所できていない人が多数いた。また、認知症対応型ということで、75歳以上の高齢者が増え続けることを加味し、80床と計画した。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、第６期計画で市内全域をカバーできるように計画していたが、第６期計画中に事業を廃止した事業所があり、１事業所しかないという状況になった。改めて、第７期計画だけでなく、第８期計画に向けた計画となっている。

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、通いの場であるので、より地域に密着した事業所と考えている。各日常生活圏域の高齢者人口１万人につき、１事業所という配置を第７期計画では考えており、整備状況により、第８期計画では、より細かく整備することを検討していく。

認知症対応型通所介護事業所については、各日常生活圏域にほぼ網羅されているが、逸見圏域のみ配置されていない。ここをカバーするために１事業所を計画している。

次に、６月12日の説明会の参加法人数については、手元に資料がないため、正式な回答ができないが、参加者は40人ぐらいと記憶している。
委員　：　施設整備の根拠は、正直ピンとこない。施設が整備されても、人材が集まるのか疑問である。今、人材がいない現状が横須賀にあると、この協議会の場で重ね重ね発言してきたが、そこを把握したうえで、計画を策定していった方がよいと思う。第７期計画数分の事業所を整備しても人材が集まるのかと思う。どこまで各法人が人材を確保する算段で事業所を整備しようとして

いるのか疑問である。改めて、人材不足を見据えた施設整備計画にしていかないといけないと思う。また、施設の総量規制をかけていかないと働き手が施設間で流動するだけの良くない状況になるので、意見として受け止めてもらえたらと思う。この件は、本気で考えていかないといけないと思う。

事務局：　現場の貴重な意見に感謝する。本市としても、介護人材不足は、大変な問題と認識している。今後の計画についても介護人材のことを含めて、今の意見を参考に考えていきたい。

（４）事務局から「指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例の改正」（資料９）の説明をした。出席委員からの質疑はなかった。

（５）事務局から「指定地域密着型サービス事業者等の指定の取消処分」（資料10）の説明をした。出席委員からの質疑はなかった。

（６）事務局から「介護保険制度の主な改正内容」（資料11）の説明をした。出席委員からの質疑はなかった。

以上ですべて終了し、委員長が介護保険運営協議会の散会を宣言し、平成30年度第１回介護保険運営協議会は終了した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。